



市 章

大津市公報

平成 25 年 4 月 1 日
号 外 (第 30 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 59 大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則…………… 1
- 60 大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則…………… 1
- 61 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 62 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 63 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 3
- 64 大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則…………… 4

○ 告 示

- 81 公印の新調及び改刻について…………… 7
- 82 市長の権限に属する事務の一部を行わせるため企業職員を市長部局の職員に充てることについて………… 8

規 則

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第59号

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市大戸川ダム対策本部設置規則（昭和61年規則第48号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「あるとき」の次に「、又は本部長が欠けたとき」を加える。
別表第2中「水道整備課長」を「水道計画管理課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第60号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則（平成9年規則第81号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「技術統括監」を「環境部長」に改める。

別表第1 市民部の項中

自治協働課長
文化・青少年課長

を

自治協働課長

に改め、同表産業観光部の項中

「

産業政策課長
観光振興課長

を

産業政策課長

に改め、同表環境部の項中「部長」を削り、同表都市計

画部の項中

市街地整備課長
公園緑地課長

を

公園緑地課長

に改め、同表建設部の項中

開発調整課長	建築指導課長
建築指導課長	

交通・建設監理課長
広域事業調整課長
道路建設課長
道路管理課長

を 交通・建設監理課長 に改める。

交通・建設監理課長

別表第 2 企業局の項中

下水道計画管理課長
下水道整備課長

を 下水道計画管理課長 に改め、同表教育委員会事務

下水道計画管理課長

局の項中

生涯学習課長
歴史博物館副館長

を 生涯学習課長 に改める。

生涯学習課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第61号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第15条中「者」の次に「（当該職にある者が2人以上いるときは、それらの者のうちから市長が指名する者とする。）」を加える。

別表第 1 市民病院の項の次に次のように加える。

介護老人保健施設ケアセンターおおつ	副所長
-------------------	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第62号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「公務災害補償通知書（様式第 1 号）」を「所定の様式による公務災害補償通知書」に、「通勤災害補償通知書（様式第 2 号）」を「所定の様式による通勤災害補償通知書」に改める。

第 9 条中「様式第 3 号から様式第14号までの」を「所定の」に改める。

第12条第 1 項中「遺族補償年金支給停止申請書（様式第15号）」を「所定の様式による遺族補償年金支給停止

申請書」に、「遺族補償年金支給停止解除申請書(様式第16号)」を「所定の様式による遺族補償年金支給停止解除申請書」に改める。

第13条第1項中「年金証書(様式第17号)」を「所定の様式による年金証書」に改める。

第16条中「様式第18号、様式第19号又は様式第20号」を「所定の様式による現状報告書」に改める。

第28条中「災害補償記録簿及び福祉事業記録簿(様式第23号)並びに年金記録簿(様式第24号)」を「所定の様式による災害補償記録簿及び福祉事業記録簿並びに年金等記録簿」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条の2関係)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,503円	12,935円
20歳以上25歳未満	5,007円	12,935円
25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円
30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円
35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円
45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円
50歳以上55歳未満	6,479円	24,995円
55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円
60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円
65歳以上70歳未満	3,950円	14,376円
70歳以上	3,950円	12,935円

様式第1号から様式第24号までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償(以下「年金たる補償等」という。)について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償等については、なお従前の例による。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第63号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第3項の表不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金の項の次に次のように加える。

不妊症治療費助成金	不妊症の検査及び治療を受けた者に対し、それらに要した費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。
-----------	--

別表第3項の表法定期限後の結核予防接種の実施に係る接種費用助成金の項を削り、同項の表法定期間外の日本脳炎予防接種の実施に係る接種費用助成金の項中「及び平成7年4月2日から同年5月31日までの間に生まれ、かつそのうち日本脳炎の第2期予防接種を法定期間内に受けていない者」を削り、同項の表法定期間外の日本脳炎予防接種の実施に係る接種費用助成金の項の次に次のように加える。

法定期間外のヒブ予防接種の実施に係る接種費用助成金	H i b 感染症の予防接種の初回接種を法定期間内に受けていない者等に対し、当該予防接種に係る費用を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること。
---------------------------	--

別表第 5 項の表生ごみ処理機活用事業補助金の項中「生ごみ処理機活用事業補助金」を「生ごみ処理機等活用事業補助金」に、「電気式生ごみ処理機」を「生ごみ処理機等」に改め、同項の表生ごみ処理機等活用事業補助金の項の次に次のように加える。

ごみ集積所設置等補助金	ごみ集積所の設置等に要する経費の一部を補助し、もってごみ集積所周辺の衛生及び環境の保持を図ること。
-------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第64号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則（平成21年規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

養育医療給付申請書			
本 人	ふりがな 氏 名		男・女 生年月日 年 月 日
	住 所	郵便番号	
	居 所 (住所地と異なる場合)	郵便番号	
扶 養 義 務 者	ふりがな 氏 名		本人との続柄
	住 所	郵便番号	
	電話番号		
被保険者証等の記号及び番号			
保 険 者 等 の 名 称			
希望する指定養育医療機関の 名称及び住所地 (所在地は本人現在地と同じ場 合は省略可能)			
備 考			
<p>別紙関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 郵便番号</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">本人との続柄</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大津市長</p>			
申請受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

注 2 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。

注 3 「居所」の欄は、住所地と異なる場所を居所としている場合に記入してください。病院等に入院しているときは、その所在地を記入してください。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

養育医療意見書			
ふりがな		男・女	生年月日
氏名			年 月 日
在胎週数	(単胎/双胎 (胎))		出生時の体重
			グラム
症状の概要	1 一般状態	(1) 運動不安・痙攣 (2) 運動が異常に少ない	
	2 体温	摂氏34度以下	
	3 呼吸器 循環器	(1) 強度のチアノーゼ持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い	
	4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物がある (4) 血性便がある	
	5 黄疸	(1) 生後数時間以内に発生 (2) 異常に強い	
	その他の所見 (合併症の有無等)		
診療予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
現在受けている医療	保育器の使用 人工換気療法 酸素吸入 経管栄養 持続静脈内注射 その他の医療		
症状の経過			
上記のとおり診断する。			
年 月 日			
指定養育医療機関の名称			
所在地 郵便番号			
電話番号			
医師の氏名			印

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

注 2 医師の氏名の欄は、記名し押印することに代えて、署名することができる。

様式第4号中「乳児」を「本人」に改める。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「受給者との」を「受療者との」に、受給者を

受療者に改める。

様式第6号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に、「受給者との」を「受療者との」に、「受給者氏名」

「指定養育医療機関所在地」を「受療者氏名」に、
「指定養育医療機関の名称」を
所在地 郵便番号
電話番号 医師の氏名
名称を
医師名」に改める。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に、〒
電話を

郵便番号
電話番号に改める。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に、「〒」を「郵便番号」に改める。

様式第10号から様式第13号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、現に存する改正前の大津市母子保健法施行細則様式第1号の規定による低体重児出生届、様式第2号の規定による養育医療給付申請書及び様式第3号の規定による養育医療意見書は、当分の間、なお使用することができる。

告 示


大津市告示第81号

公印を新調し、及び改刻したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。



平成25年4月1日

大津市長 越 直 美

- 新調
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
大津市リサイクルセンター木戸所長之印	リサイクルセンター木戸の会議室の使用許可書その他リサイクルセンター木戸所長名をもって発する文書用	リサイクルセンター木戸所長	平成25年 4月1日	

- 改刻
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長之 印	市長名をもって発する 一般文書用	総務課長	平成25年 4月1日	旧 
				新 

大津市告示第82号

市長の権限に属する事務のうち、水道事業、下水道事業及びガス事業に係る地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第1項第2号及び第4号に掲げる事項に係る事務を行わせるため、同法第15条第1項に規定する企業職員を市長部局の職員に充て、当該事務を処理させる。

平成25年4月1日

大津市長 越 直 美